

# 決済用普通預金規定



2021年11月現在

## 1. (取扱店の範囲)

決済用普通預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

## 2. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前記(1)の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

## 3. (利息)

この預金には、利息をつけません。

## 4. (未利用口座管理手数料)

- (1) この決済用普通預金口座は、当金庫が定める一定期間（当金庫ホームページに記載）の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料（当金庫ホームページに記載）の引落とし以外の払戻しができない場合には未利用口座となります。
- (2) 未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。書面の到着の有無にかかわらず、書面発送から3ヶ月間ご利用（預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が10,000円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。この場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (3) 前記(2)で引き落とした未利用口座管理手数料は返却しません。
- (4) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。
- (5) 前記(4)で解約された口座の再利用はできません。

この預金には、本規定のほか「普通預金、決済用普通預金、貯蓄預金、納税準備預金共通規定」が適用されるものとします。

以上